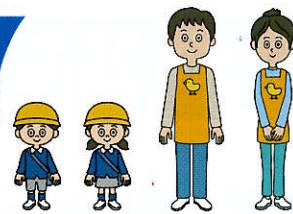


学校旅行総合保険の概要



対象となる学校の範囲

この保険の対象となるのは、次の学校です。

- 学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む）、専修学校（高等専修学校、専門学校等）、各種学校、特別支援学校
- 児童福祉法に定める保育所
※児童福祉法に定める保育所以外の児童福祉施設や、塾・スイミングスクール等の法律に基づかない学校等は対象となりません。
- 認定こども園
※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定めるものをいいます。

対象となる旅行の範囲

この保険の対象となるのは、学年単位もしくはそれ以上の単位、または学科単位もしくはそれ以上の単位で実施され、学校行事として教職員が同行する次のような旅行です。ただし 30 日以内の旅行に限ります。

- 修学旅行、遠足等の旅行的行事
 - 各教科（理科、社会、保健体育等）で実施される自然観察、実地見学およびスキー・スケート教室等
 - 臨海学校、林間学校等
 - 海外でのホームステイ（宿泊場所が団体宿泊ではなく各家庭であっても、見学・観光等が団体行動として行われているもの）等
- なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA 活動の一環として行われる旅行等は対象とはなりません。

保険のご契約者となる方

この保険のご契約者になれるのは、学校の設置者（学校長または理事長等）です。

保険の対象となる方、保険の補償を受けられる方

旅行参加者保険

旅行に参加する園児・児童・生徒・学生、引率の教職員および付き添いの親族*1の方が対象となります。

学校保険

学校の設置者が対象となります（国・地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人および学校法人等をいいます。）。

契約方式

1 旅行単位でのお引受けとなり、原則同一の旅行に参加する園児・児童・生徒・学生、引率の教職員、付き添いの親族*1の方全員でのお引受けとなります。

お申し込みの際に

お申し込みの際は、旅行の内容・経路、旅行中に実施するスポーツの有無、他の保険契約等*2の有無等についてお答えいただくとともに、旅行参加者保険をご契約の場合は、旅行参加者全員の名簿をご提出いただきます。

- *1 6 親等以内の血族、配偶者*3 または 3 親等以内の姻族をいいます。
- *2 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）にて保険のお引受けができない場合があります。
- *3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。
① 婚姻意思*4 を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

保険金額(ご契約金額) / お払い込みいただく保険料

ご注意

- ・国内旅行と海外旅行では、保険期間(保険のご契約期間)の数が異なりますのでご注意ください。例えば、7月1日から7月8日までの保険期間は次のとおりです。
国内旅行の場合：8日間（初日を含めます。） 海外旅行の場合：7日間（初日を含めません。）
- ・最低保険料は、1 保険契約につき 1,000 円となります。

国内旅行

旅行参加者保険 国内 (保険の対象となる方(旅行参加者)1名あたり)

ご契約タイプ		K	L	M	N	
保険金額 (ご契約金額)	傷害	死亡・後遺障害 3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	
		入院特別 1万円～10万円*	1万円～10万円*	1万円～10万円*	1万円～10万円*	
	個人賠償責任 (免責金額(自己負担額) 0円)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	
	救護者費用	100万円	50万円	30万円	20万円	
お払い込みいただく保険料	保険期間(保険のご契約期間)	日帰り	540円	365円	210円	133円
		2日(1泊 2日)	584円	394円	227円	143円
		3日(2泊 3日)	629円	424円	244円	154円
		4日(3泊 4日)	672円	454円	261円	164円
		5日(4泊 5日)	717円	484円	278円	175円
		6日(5泊 6日)	762円	514円	295円	186円
		7日(6泊 7日)	805円	544円	312円	196円
		8日(7泊 8日)	849円	573円	328円	206円
		9日(8泊 9日)	893円	602円	345円	216円
		10日(9泊 10日)	937円	633円	362円	227円

*入院期間に応じて、以下の金額をお支払いします。
6か月以上の場合 10万円
3か月以上6か月未満の場合 5万円
1週間以上3か月未満の場合 3万円
1週間未満の場合 1万円

海外旅行

旅行参加者保険 海外 (保険の対象となる方(旅行参加者)1名あたり)

ご契約タイプ		A	B	C	D	
保険金額 (ご契約金額)	傷害	死亡・後遺障害 3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	
		治療費用 500万円	300万円	200万円	100万円	
	疾病	死亡 3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	
	治療費用 500万円	300万円	200万円	100万円		
	個人賠償責任 (免責金額(自己負担額) 0円)	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	
	救護者費用	500万円	300万円	200万円	100万円	
お払い込みいただく保険料	保険期間(保険のご契約期間)	3日(3泊 4日)	1,581円	1,019円	569円	289円
		4日(4泊 5日)	1,750円	1,129円	630円	320円
		5日(5泊 6日)	1,920円	1,238円	691円	352円
		6日(6泊 7日)	2,089円	1,346円	753円	382円
		7日(7泊 8日)	2,259円	1,455円	814円	415円
		8日(8泊 9日)	2,428円	1,564円	877円	445円
		9日(9泊 10日)	2,598円	1,673円	938円	477円
		10日(10泊 11日)	2,768円	1,784円	1,000円	509円
		11日(11泊 12日)	2,938円	1,891円	1,062円	540円
		12日(12泊 13日)	3,107円	2,001円	1,123円	572円

学校保険 国内 (旅行参加者 1名あたり)

ご契約タイプ		W	X	Y	Z	
保険金額 (ご契約金額)	学校緊急対応費用 (1名あたり)	100万円	50万円	30万円	20万円	
	学校賠償責任	対人 (免責金額(自己負担額) 10,000円)	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円
		対物 (免責金額(自己負担額) 10,000円)	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円
		弔慰費用 (1名あたり)	50万円	30万円	20万円	10万円
お払い込みいただく保険料	保険期間(保険のご契約期間)	日帰り	91円	53円	36円	28円
		2日(1泊 2日)	97円	56円	39円	30円
		3日(2泊 3日)	103円	58円	40円	31円
		4日(3泊 4日)	108円	62円	44円	33円
		5日(4泊 5日)	114円	66円	46円	35円
		6日(5泊 6日)	120円	68円	47円	36円
		7日(6泊 7日)	125円	72円	50円	38円
		8日(7泊 8日)	132円	75円	52円	40円
		9日(8泊 9日)	138円	79円	55円	42円
		10日(9泊 10日)	142円	82円	57円	43円

学校保険 海外 (旅行参加者 1名あたり)

ご契約タイプ		S	T	U	V	
保険金額 (ご契約金額)	学校緊急対応費用 (1名あたり)	500万円	300万円	200万円	100万円	
	学校賠償責任	対人 (免責金額(自己負担額) 10,000円)	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円
		対物 (免責金額(自己負担額) 10,000円)	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円	1事故 5,000万円
		弔慰費用 (1名あたり)	50万円	30万円	20万円	10万円
お払い込みいただく保険料	保険期間(保険のご契約期間)	3日(3泊 4日)	134円	86円	62円	38円
		4日(4泊 5日)	149円	95円	68円	42円
		5日(5泊 6日)	163円	104円	74円	45円
		6日(6泊 7日)	178円	113円	80円	48円
		7日(7泊 8日)	193円	122円	87円	52円
		8日(8泊 9日)	208円	132円	94円	56円
		9日(9泊 10日)	222円	141円	100円	59円
		10日(10泊 11日)	238円	150円	106円	63円
		11日(11泊 12日)	253円	159円	113円	66円
		12日(12泊 13日)	267円	168円	118円	70円

- ご注意 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山等の危険なスポーツを行う場合には、割増保険料が必要となります(スポーツの種目については、P.5～P.8のご注意をご参照ください)。割増保険料をお払い込みいただけない場合には、旅行参加者保険の(傷害)死亡・後遺障害保険金、(傷害)入院特別保険金、(傷害)治療費用保険金、救護者費用保険金および学校保険の学校緊急対応費用保険金の支払額が削減されます。
- 上表のご契約タイプ以外の補償の組み合わせや保険金額(ご契約金額)をご希望の場合には、代理店または弊社にお問い合わせください。

旅行参加者保険のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険金のお支払対象...右の色区分のとおりです。

国内旅行・海外旅行共通の場合

国内旅行の場合

海外旅行の場合

●下記海外旅行については「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」「感染症追加担保特約」がセットされた内容です。
●保険金のお支払対象となっていない身体に生じ

ける支払責任の拡大に関する特約「感染症追加担保特約」がセットされた内容です。た障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。



保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合	
傷 害	死亡保険金 国内 海外 旅行中のケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内 に死亡された場合 (事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	保険の対象となる方の死亡・後遺障害保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人にお支払いします。	※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、次のような原因により生じたケガに対しては、保険金をお支払いしません。 ①ご契約者の故意または重大な過失 ②保険の対象となる方の故意または重大な過失 ③保険金受取人の故意または重大な過失 ④けんかや自殺行為・犯罪行為 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用した運転中に生じた事故 ⑥脳疾患、疾病、心神喪失 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動*1 ⑧放射線照射、放射能汚染 ⑨地震、噴火、津波 (国内旅行の場合に限ります。) ⑩むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑪妊娠、出産、早産または流産 ※②および④～⑥については、その保険の対象となる方の被ったケガに限ります。
	後遺障害保険金 国内 海外 旅行中のケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内 に身体に後遺障害*2 が生じた場合	後遺障害*2 の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に 4%～100% の割合を乗じた額をお支払いします。	※保険期間 (保険のご契約期間) を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります (生存時に追加してお支払いする金額を除きます。)。ただし、下記の後遺障害保険金の (追加支払) 分については、これとは別に重ねてお支払いします。	
	〈追加支払〉 国内 海外 傷害後遺障害保険金を支払った場合で、事故の日からその日を含めて 180 日を経過し、かつ、生存されている場合	お支払いした後遺障害保険金の額の 50% を追加してお支払いします。		
	入院特別保険金 国内 国内旅行中のケガにより、医師の指示に基づき入院*3 された場合 等	入院期間に応じて、右記の金額をお支払いします。 入院期間中さらに入院特別保険金の支払原因となるケガをした場合においても、重複しては入院特別保険金を支払いません。	①入院期間 6 か月以上の場合 10 万円 ②入院期間 3 か月以上 6 か月未満の場合 5 万円 ③入院期間 1 週間以上 3 か月未満の場合 3 万円 ④入院期間 1 週間未満の場合 1 万円	
	治療費用保険金 海外 *4 海外旅行中のケガにより、医師の治療*5 を受けられた場合	1 回のケガについて、実際に支出した次の金額をその保険の対象となる方の治療費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内 に必要となった費用に限ります。	①診療費関係または入院費関係の費用 (緊急移送費や病院が利用できない場合の宿泊施設の客室料等の費用を含みます。)。で、治療*5 のために実際に支出した金額 ②入院*3 により必要となった交通費、身の回り品購入費 (3 万円限度)、治療*5 のために必要な通訳雇入費、国際電話料等通信費等の諸費用のうち実際に支出した金額。ただし、上記①の金額の 10% または 20 万円のいずれか低い金額を限度とします。 ③保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ※日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等からの支払いによって保険の対象となる方が直接支払う必要のない部分、また、海外において同様の制度によって保険の対象となる方が医療機関に直接支払う必要のない部分は、保険金のお支払対象とはなりません。	
疾 病	死亡保険金 海外 ①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始から旅行終了後 72 時間を経過するまで の間に発病し、かつ、医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて 30 日以内 に死亡された場合 (旅行終了後に発病した病気については、その病気の原因が旅行中に発生したものに限りません。) ③海外旅行中に感染した特定の感染症*6*7 により、旅行終了日からその日を含めて 30 日以内 に死亡された場合	その保険の対象となる方の疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人にお支払いします。	上記①、②、③、④、⑦、⑧、⑩の原因により発病した病気に加え、たとえば、次の病気に対しては、保険金をお支払いしません。 ・歯科疾病	
	治療費用保険金 海外 *4 ①海外旅行開始から旅行終了後 72 時間を経過するまで の間に発病し、かつ、医師の治療を開始した場合 (旅行終了後に発病した病気については、その病気の原因が旅行中に発生したものに限りません。) ②海外旅行中に感染した特定の感染症*6*8 により、旅行終了日からその日を含めて 30 日を経過するまで の間に医師の治療を開始した場合	1 つの病気について、実際に支出した次の金額をその保険の対象となる方の疾病治療費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、初診の日からその日を含めて 180 日以内 に必要となった費用に限ります。	①診療費関係または入院費関係の費用 (緊急移送費や病院が利用できない場合の宿泊施設の客室料等の費用を含みます。)。で、治療のために実際に支出した金額 ②入院*3 により必要となった交通費、身の回り品購入費 (3 万円限度)、治療のために必要な通訳雇入費、国際電話料等通信費等の諸費用のうち現実に支出した金額。ただし、上記①の金額の 10% または 20 万円のいずれか低い金額を限度とします。 ③保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ※日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等からの支払いによって保険の対象となる方が直接支払う必要のない部分、また、海外において同様の制度によって保険の対象となる方が医療機関に直接支払う必要のない部分は、保険金のお支払対象とはなりません。	上記①、②、③、④、⑦、⑧、⑩、⑪の原因により発病した病気に加え、たとえば、次の病気に対しては、保険金をお支払いしません。 ・歯科疾病
個人賠償責任保険金 国内 海外 *4 旅行中の偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物 (レンタル会社より賃借した旅行用品および宿泊施設の客室・客室内動産を含みます。) に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合	1 回の事故についてその保険の対象となる方の個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金等をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	※1 ご契約時に免責金額 (自己負担額) を定めた場合は、1 回の事故について免責金額を自己負担していただきます。 ※2 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※3 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金のお支払対象となります。	上記⑦、⑨に加え、たとえば、次のような原因により生じた賠償責任に対しては、保険金をお支払いしません。 ・ご契約者の故意 ・保険の対象となる方の故意 ・保険の対象となる方の職務遂行 ・保険の対象となる方の所有・使用・管理 ・車両 (ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶 (モーターボートを含みます。)、銃器 (空気銃を除きます。)) の所有・使用・管理	
救済費用保険金 国内 海外 *4 ①旅行中の急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急な捜索、救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ②保険の対象となる方がケガ、病気のために旅行中に死亡された場合、または旅行中のケガや旅行中に発病した病気のために医師の治療を受け、その後予定していた旅行が全く不可能となった場合	ご契約者、保険の対象となる方またはその保険の対象となる方の法定相続人が負担した次の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて救済者費用保険金額を限度とします。	①捜索救助費用 ②親族現地急行費用 (保険の対象となる方 1 名について救済者 2 名分を限度とします。) ③現地までの 1 往復分の交通費*9 ④現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料 (救済者 1 名について 14 日分を限度とします。)*9 ⑤渡航手続費*9 ⑥国内連絡場所訪問費用 (保険の対象となる方 1 名について訪問者 2 名分を限度とします。) ⑦上記②の③、④に準じた費用が支払われます。 ⑧現地からの移送費用 ⑨帰宅費用 (保険の対象となる方が予定された交通機関を使用できず、住居へ帰るために支払った追加運賃をいいます。) ⑩諸雑費 (救済者の現地での交通費、電話料等通信費、通訳雇入費、遺体処理費等で、保険の対象となる方 1 名について国内旅行の場合は 3 万円、海外旅行の場合は 20 万円を限度とします。)	上記①、②、③、④、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪に加え、たとえば次のような原因により発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。 ・歯科疾病	

*1 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるものは保険金のお支払対象となります。また、「海外旅行における支払責任の拡大に関する特約」がセットされているため、海外旅行の場合、暴動によるものは保険金のお支払対象となります。
*2 治療*5 の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
*3 自宅等での治療*5 が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療*5 に専念することをいいます。
*4 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
*5 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。
*6 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第 6 条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。
*7 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。
*8 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
*9 保険の対象となる方の生死判明後または緊急な捜索、救助活動終了後に現地に赴くための費用は除きます。
●ご注意 ●旅行中とは、保険期間中で、かつ、保険の対象となる方が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中のこととをいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

●交通機関が遅延または欠航・運休した場合、保険の対象となる方が医師の治療を受けられた場合等には、3 日間を限度として、保険期間が延長されることがあります。
●下記の運動を行っている間の事故については、割増保険料をお支払いいただけない場合、(傷害) 死亡・後遺障害保険金、(傷害) 入院特別保険金、(傷害) 治療費用保険金、救済者費用保険金の支払額が削減されます。

ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機 (グライダーおよび飛行船を除きます。)、操縦 (ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)、スカイダイビング、ハンググライダー、超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等) をいいます。)、搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

●ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、日射または熱射によって生ずる熱中症 (「傷害」と記載の保険金で国内旅行の場合のみ) (以下、「熱中症」といいます。)、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、熱中症を除き、急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください (例えば職業病、テニス肩等)。

学校旅行総合保険の特長
学校旅行総合保険の概要
保険金額 (ご契約金額) お支払い込みのいたたく保険料
旅行参加者保険のご説明 (お支払いする保険金の内容)
学校旅行総合保険の内容
事故が発生した場合の
保険金請求の手続き